

国の「ダメ出し」で増える個人負担

国民健康保険の責任が市町村から県に

来年2018年度（H30）から、今、市町村の責任になっている国民健康保険（以下、国保）が、都道府県単位になります。一昨年（H28）の法改訂によるもので、財政運営の責任者が、市から神奈川県に移ります。

目的は、「持続可能な医療保険制度の構築」として法律名にあるように、財政基盤を強化させる、としています。例えば国が現状4割程度の負担を、法定責任の5割以上にどれだけ充実させるのか、まだ不確定です。

今わかっている問題は、①国民健康保険制度に対する市の自主制をなくす、②各自治体で国保の特別会計の赤字を埋めるために一般会計からお金を繰り入れることを、「法定外繰り入れ」基準を用いて段階的に解消させる、ことです。

国からの「もの言い」で保険料アップ!?

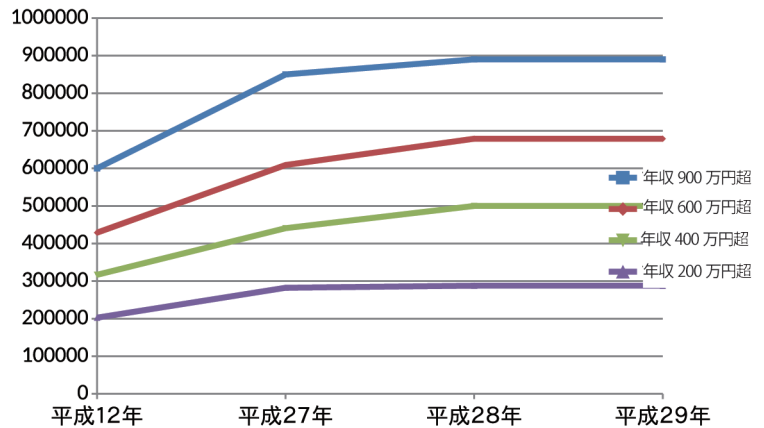
つまり、一般会計から多く繰り入れ、保険料を安くしていた自治体にダメ出しをし、県に標準的な保険料率算定と市町村への助言・支援などを義務付け、自治体の足枷とし、市民にとって国保の保険料があがることとなります。

来年度の各市町村ごとの標準的な保険料率を県が算定し、公表します。保険料の差は自治体の姿勢でもあり、良い意味で違うことが当たり前でした。相模原市では、2016年度決算で、80億円を一般会計から国保会計に繰り入れ、そのうち、37億円が法定外繰り入れとされ、うち約29億円については、赤字補てん目的として、繰り入れしないようにと「物言い」がつかまりました。

繰り入れしないで法規定に従えば加入者の保険料を上げるしかない、ということになります。しかし、国保は、個人商店や小規模自営業、アルバイトなど非正規雇用者、退職した75歳未満の年金生活者などが加入者で、加入者の6割～7割が所得に換算すると200万円以下です。

国民健康保険税の負担額推移

（年額単位円、介護分と後期高齢者医療分含む）



国の責任で安心できる皆保険制度を

グラフは、相模原市での4人世帯で夫の営業所得と子どもは2人、と仮定したモデルで、所得換算で200万円、400万円、600万円、900万円で試算したものです。所得ですから、収入から税控除などを差し引いたあとの額となります。

2000年（H12）は介護保険制度が始まった年です。2016年（H28）まで3年毎に保険料が改訂され、この十数年で平均で十万円以上あがっています。

責任が県に移るにあたり、相模原市は国保の「財政健全化方針」を10月11日に策定し、来年度からの保険料の値上げを計画しています。

本来、国の法改正前に、自治体と保険加入者個人が意見を言い、修正も含めチェックできる仕組みが必要です。今後、被保険者にとっては、可処分所得が減り、ますます生活が苦しくなることが予想されます。

医療の皆保険制度の根幹である国保は、国の安定的な支出で安心して医療を受けられる仕組みとして存続させていくべきです。

医療保険はセーフティーネットの基本であり、税金はそのために負担しているはずで、子どもから高齢者まで、安心できる医療保険の体制、仕組みを自治体としても国に求めていく責任があります。気になることがあればご意見などお寄せください。